SHINJO HIGASHI

SLG

School Life Guide

2024

学校法人 新庄学園 新庄東高等学校

名　前

目　　次

○校訓、校章の由来 …… 1
○校歌、応援団歌、生徒心得 …… 2
○学　　則 …… 3
○本校の沿革 …… 7
○学習活動について
　1，授業について …… 8
　2，日課表 …… 8
　3，欠席・遅刻・早退について …… 9
　　欠席（公欠）の申請について 「欠席許可願」　研修届について …… 10
　4，成績について …… 11
　5，評価（単位認定・評定）について　　1年間の流れ …… 11
○図書館利用について
　1，図書館利用のきまり …… 12
　2，図書の貸出について …… 12
　3，図書関係行事 …… 12
○進路指導室の利用について
　利用上の注意　　保管資料 …… 13
　進路指導室・閲覧室配置図 …… 13
○校内・校外生活について
　1，校内生活について …… 14
　2，校外生活について …… 14
　3，服装について …… 15
　　身だしなみチェック基準 …… 17
　4，交通安全に関して …… 18
　　自転車通学について　　自動車運転免許取得について
　　アルバイトについて　　ボランティア活動　　夏期休業心得
　　各大会参加、休日・夜間練習書類提出について
○保健関係について
　1，諸検査について …… 21
　2，病気・ケガ等による長欠・要配慮 …… 21
　3，事故発生時の対処（災害給付金の申請）について …… 21
　4，学校伝染病について …… 22
　5，保健講話について …… 23
　6，健康管理について …… 23
○「18歳選挙権」について
　1，選挙権対象者 …… 24
　2，18歳選挙権の目的 …… 24
　3，選挙とは･･･ …… 24
　4，公職選挙法について …… 24
　5，注意事項（校内での選挙活動、違反の場合） …… 24
○ＰＴＡ関連（庶務課）
　1，ＰＴＡ活動基本方針 …… 25
　2，みつばちフォーラムについて …… 25
　3，ＰＴＡ活動年間予定 …… 25
○事務手続きについて
　1，授業料等学校納付金について …… 26
　2，就学支援金・授業料等減免制度について …… 26
　3，奨学制度（校外）について …… 26
　4，身分証明書について …… 26
　5，定期券の購入について …… 27
　6，必要書類（各種証明書）の請求について 「学割証」「在学証明書」など …… 27
○生徒会規約 …… 28
○校舎配置・見取り図

新庄東高等学校校訓

自らの手で人生を開拓しよう

それは努力によって

そして方法を考えて

すべて敬虔な態度で

昭和四十年（一九六五）四月十六日創立

初代校長　佐藤佐武郎　書

新庄東高等学校

コンセプト

蜜蜂の巣の６角形「ハニカム構造」は強度が高く、互いに支えあうことで頑丈な巣を作り出しています。この６角形をモチーフに「互いに支えあい、教え合って絆を深める」新庄東高等学校の「校風」を表現しました。

また、全体のシルエットが蜜蜂の形になっており、今までのロゴマークを現代風にアレンジしたものにもなっています。

４つの６角形は、「ＥＡＳＴ」の４コースを表し、中央に浮かび上がる「Ｓ」と「Ｈ」は新庄東の頭文字を表します。

「歴史」「伝統」「情熱」が感じられるスクールカラーの臙脂（えんじ）をメインカラーにしました。

校章の由来

本校の最初の予定地は東山一帯であったので、その位置から見て『東高』という名がふさわしいということになった。整地その他の都合により現在地となったが、名称はそのままとした。『東』という文字からミツバチの飛んでいる姿が連想され、さらにその蜜蜂は蜜集めには千里の道も遠しとせず、蜜のありかを、八の字を描く独特の飛び方で仲間に知らせる理性的判断を示す動物である。

この精神には、見習うべきところがあり、よってその蜜蜂を図案化したのである。

校　　歌

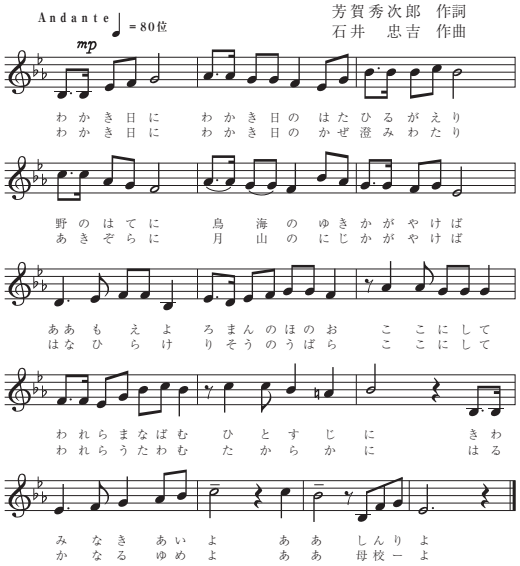

新庄東高等学校校歌

芳賀秀次郎 作詞
石井 忠吉 作曲

一、若き日に
若き日の 旗 ひるがえり
野の果に
鳥海の 雪 かがやけば
ああ 燃えよ 浪漫の 炎
ここにして 我ら 学ばむ
ひとすじに
きわみなき 愛よ 真理よ

二、若き日に
若き日の 風 すみわたり
秋ぞらに
月山の虹 かがやけば
花ひらけ 理想の薔薇
ここにして 我ら 歌わむ
高らかに
はるかなる 夢よ 母校よ

新庄東高校応援団歌

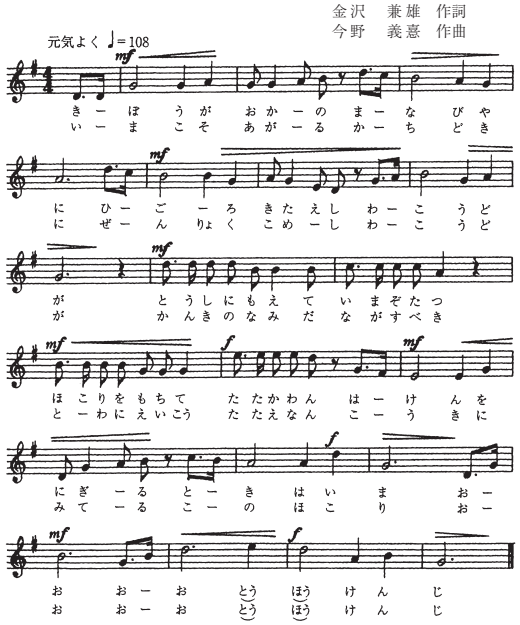

応援団歌

金沢 兼雄 作詞
今野 義憲 作曲

一、希望が丘の 学び舎に
日頃きたえし 若人が
闘志に燃えて 今ぞたつ
誇りをもちて たたかわん
覇権をにぎる 時は今
おお おお 東蜂健児

二、今こそあがる 勝ちどきに
全力こめし 若人が
歓喜の涙 流すべき
永久に 栄光 たたえなん
光輝に充てる この誇り
おお おお 東蜂健児

生徒心得

目標：新庄東高等学校の生徒であることを自覚し、良識と責任を持って行動する

①学業を充実させる。
②部活動・他活動へ積極的に参加する。
③校則を遵守する。
④生活習慣を確立させる。

1，生徒の身分

生徒は精神的にも経済的にも学校と保護者の責任の上に成立します。従って生徒自身で取得・変更はできません。

ア　入学・退学・転学及び休学等については、新庄東高等学校学則第４章により、保護者連署の上、所定の手続きをします。
イ　身分上の特権（乗車券・物品購入・入場券）を行使する場合は、所定の規則に従います。
ウ　学校外の団体に加入するときは、担当教員（担任）に連絡し、所定の手続きを取ります。
エ　本校生として常に身分証明書を携帯します。
オ　生徒は、積極的・自主的な態度で学習し、敬虔な態度で生活します。

新庄東高等学校　学　則〈一部抜粋〉

第１章　総　　則

（目　　的）

第１条　本校は教育基本法および学校教育法の中学教育の基本の基礎の上に，高等普通教育および専門教育を施すことを目的とする。

（名　　称）

第２条　本校は新庄東高等学校という。

（位　　置）

第３条　本校の位置は，新庄市大字松本596番地におく。

第２章　課程の組織および収容定員

（課　　程）

第４条　１、本校の課程および収容定員は，次の通りとする。全日制普通課程普通科720名

２、普通科の収容人員は，１学級40名以下とする。

第３章　修業年限，学年，学期，および休業日等

（修業年限）

第５条　本校の修業年限は，次の通りとする。

全日制課程　３年

（学　　年）

第６条　学年は４月１日に始まり３月31日に終わる。

（学　　期）

第７条　学年を分けて，次の３学期とする。

第１学期　４月１日から７月31日まで

第２学期　８月１日から12月31日まで

第３学期　１月１日から３月31日まで

（休業，臨時授業および臨時休業）

第８条　１、休業日は次の通りとする。

１．国民の祝日に関する法律に規定する休日

２．学校の創立記念日　４月16日

３．土曜日，日曜日

４．春季休業日

５．夏季休業日

６．冬季休業日

７．学年末休業日

２、教育上必要があり，かつ，やむを得ない事情があるときは，前項にかかわらず，休業日に授業を行うことがある。

３、非常変災害，その他急迫の事情があるときは，臨時に授業が行なわないことがある。

第４章　入学，退学，転学および休学等

（入学資格）

第９条　本校の第１学年に入学することができる者は，次の各号に掲げるものとする。

１、前号に準ずる学校を卒業した者

２、外国において学校教育における９年の課程を修了した者

３、文部科学大臣の指定した者

４、本校において，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（転入学および編入学資格）

第10条　第２学年以上に編入することのできる者は，相当年齢に達し，前各学年の課程を修了した同等以上の学力があると認められる者とする。

（入学許可）

第11条　入学を希望する者には入学者選抜を実施し，合格者に入学を許可する。

（出願手続）

第12条　１、入学を希望する者は，本校所定の入学願書，その他の書類に検定料をそえて提出しなければならない。

２、前項に定める手続きが所定の期日まで行われないときは，受験の許可を取り消すことがある。

（入学手続）

第13条　入学の許可を得たものは，所定の期日までに合格証書に入学料をそえて入学手続きをしなければならない。

（転　　学）

第14条　生徒が転学しようとするときは，所定の書類にその事由を明らかにし生徒本人，保護者と連名で届け出て，承認を得なければならない。

（退　　学）

第15条　生徒が退学しようとするときは，所定の書類をそえ，生徒本人，保護者と連名で願い出て許可を受けなければならない。

（再 入 学）

第16条　第14条および前条の規定により転学または退学した者が再入学を願い出たときは，その事由により許可することがある。

（休　　学）

第17条　生徒が病気，その他のやむを得ない事由のため２ヶ月以上出席することができないときは，所定の書類にその事由を明らかにし，必要書類をそえて保証人において願い出て許可を受けなければならない。

（復　　学）
第18条　前条の規定により，休学中の生徒が復学しようとするときは，所定の書類にその事由を明らかにし，必要書類をそえて生徒本人，保護者と連名で願い出て，許可を受けなければならない。

第５章　教育課程，学習評価および卒業等

（教育課程）
第19条　本校の教育課程は，別表に定める教科ならびに特別教育活動および学校行事等により編成する。
（学習評価）
第20条　各学年の課程の修了は，生徒の学年末成績を評価し，学年末において認定する。
（卒　　業）
第21条　前条の規定により，生徒が本校の所定の全課程を修了したと認められるときは，卒業証書を授与する。
（原籍留置）
第22条　生徒が長期休学，その他の理由により，所定の単位を修得せず，進級させることが適当であると認めがたいときは，原学年に留め置くことがある。

第８章　授業料，入学料および選抜料

（授業料，入学料および選抜料）
第26条　本校の授業料，入学料および選抜料は別に定める。
（納入および納入の特例）
第27条　１、生徒が在籍中の出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
２、生徒が休学したときは，前項の規定にかかわらず，その始期に属する日（当日）から授業料を免除することがある。
（滞　　納）
第28条　正当な理由なく，かつ所定の手続きを行なわず授業料を２ヶ月以上滞納し，その後において納入の見込みがないときは退学を命ずることがある。
（納入金の不還付）
第29条　すでに納入した授業料，入学料および検定料は理由のいかんを問わず返還しない。

第９章　賞　　罰

（ほ う 賞）
第30条　生徒がその成績，性行ともに優れ，他の模範となるときは，ほう賞することがある。
（懲　　戒）
第31条　生徒がこの学則，その他本校の定める諸規則を守らず，その本分にもとる行為のあったときは，懲戒処分を行うものとする。
１、性行不良で，改善の見込みがないと認められる者
２、学力劣等で，成業の見込みがないと認められる者
３、正当の理由がなくて，出席が常でない者
４、学校の秩序を乱し，その他生徒としての本分に反した者

教授に関する規定抜粋

１、出欠席
１．校長が学校代表として運動競技会，その他に出場するものであることを認定したものは，その期間を出席日数として扱う。
２．１の認定をうける場合は，本人より事前に学級担任やクラブ顧問を通して，校長に願い出なければならない。
３．各教科の出席時間数が実授業時間数の３分の２に満たない場合は単位を与えない。特別教育活動も同様とする。
４．遅刻によって授業時間の３分の２を経過した場合は，欠課とする。
（45分授業の場合は30分経過後）
２、成績評価規定
１．学業成績は学期成績と学年成績の２つとする。
２．年度初めにガイダンスを行い，成績評価の方法について生徒へ周知する。
３．学期毎に生徒の学習の到達度合いをはかり，あわせて成績評価の資料を得るために，計画的に単元テスト等を行う。
４．学期成績はその学期に行われた単元テスト，実力テスト等の成績と日常の成績を総合して評価する。
５．日常成績は，学習態度，習慣（遅刻･欠課等），提出物，実験，課題，臨時小テスト等を当該教科担任において協議決定した一定の基準に基づいて評価（絶対評価）する。
６．学期末における教科・科目の成績は５点きざみ100点法（21段階）を用い，40点未満を朱書きする。

7．学年成績は各学期を総合して評価し，21段階表示とする。このとき個人内評価を加味する。
8．21段階の学年成績を５段階評定に換算するとき，85点以上を評定５とし，70～84点を４，50～69点を３，40～49点を２，40点未満を１とし，平均点の高低によって５点くらいの変動を認める。
9．不正行為による受験停止の場合は，当該科目の素点を０点とする。
10．正当な理由があってテストを受けられなかったものについては，教科担任が適宜追試験を行う。

3、進級及び卒業の認定
1．遅刻及び欠課時数が処理規格を超えた場合は当該科目，特別教育活動の単位を保留する。
2．成績評定１は単位保留とする。
3．次のいずれかに該当する者は審議の上原級に留置とする。
イ　出席日数が授業日数の３分の２に達しない場合。
ロ　生徒としてあるまじき問題行動があった場合。
ハ　休学している場合。
4．学校所定の義務を期日迄履行しないものは，進級並びに卒業を履行まで延期するか又は原級留置とする。

弔　慰　規　程

1、生徒死亡した時は学級担任ならびに当該学級生徒代表者により会葬して弔意を表する。
2、生徒の父母及筆頭者死亡した時は学校代表として当該学級担任が会葬弔意を表する。
3、生徒が重病重症その他変災に遭遇した時は職員生徒代表が慰問する。
4、会葬慰問の場所が遠隔の地又は特別の事情もある時は適宜な方法に代えることが出来る。
5、近親者死亡の時の忌引日数は次の通りである。

血　族	
一親等の直系尊属（父母）	７日
二親等の直系尊属（祖父母）	３日
二親等の傍系者（兄弟姉妹）	３日
三親等の傍系尊属（伯叔父母）	１日

備考：葬祭のため遠隔の地におもむく必要がある場合は実際に要した往復日数加算することが出来る。

合　宿　規　程

合宿は各人各クラブの技術技能のみの鍛錬に終ることなく共同生活を通じて人格形成に努めることを目的としなければならない。
1，本規程はクラブ各部の合宿の場合適用する。
2，合宿は原則として，顧問教師がこれを指導する場合認められる。
3，合宿しようとするクラブは次の手続をして生徒保健課を経て校長に願い出る。
（イ）各人保護者の承認を得る。
（ロ）実施計画（日程及び日課表）
（ハ）合宿願（所定の様式）
4，合宿中，高校生たる本分に欠くところありと認めた場合は直ちに中止させる。
5，合宿中は，特に次の事項に注意しなければならない。
（イ）校舎内外の清潔整理
（ロ）起居容儀の規律
（ハ）保健衛生
（ニ）火災予防
6，合宿は授業に影響しないようにする。（なるべく休暇期間中に実施する）
7，本規程は職員会議を経て変更することが出来る。

生徒派遣規定

1，本規程は学校を代表として対外試合及び研究会協議会等に参加する生徒について規程するものである。
2，次の該当するものは派遣しない。
（イ）保護者が承認しないもの。
（ロ）学業成績不良なもの及び出席常ならざるもの。
（ハ）性行不良なもの。
（ニ）身体に疾病異常があるもの。
（ホ）その他校長が不適当と認めたもの。
3，参加を許可される対外試合，研究会，協議会は次のものである。
A　運動部にあっては，生徒会に所属するクラブで
（イ）県高校総体及び予選会（野球－甲子園山形大会）
（ロ）県総合体育大会（野球－春季大会）並びに新人戦（野球－秋季大会）とその予選会
（ハ）その他学校長の許可するもの。
B　文化部，生徒会役員にあたっては，学校長の許可する研究会・協議会等。
4，経費の支給基準は次の通りである。
A　３のA，（イ）及び（ハ）に規程する大会で
（イ）地区大会は原則として日帰りとする。

（ロ）宿泊料・旅費・参加料の半額。
（ハ）東北，全国大会は参加料・旅費・宿泊料・その他必要経費の実費（クラブ後援会より支給）
（ニ）宿泊日数は原則として実試合の日数とする。但し，試合開催地によって日数を考慮する。
（ホ）人員は必要最低限とする。

B　３のB，及びCについては３のA（イ）に準ずる。但し，生徒会役員の旅費は半額支給する。

C　研究視察旅行は事情によって半額支給する。

夏期休暇中の心得

夏期休暇は，自分で計画をたて，自分の責任で生注期間です。この期間を空費したり，健康を害したり，新庄東高生として，社会の非難を受けるようなことがあってはなりません。以下の諸注意を必ず守って下さい。

Ⅰ．日常生活について

1．休暇中の生活は，将来に備え綿密に計画をたて，規則正しい生活をするように心がけること。
2．学習面においては，基礎学力の充実，不得意科目の克服，読書などに絶好の機会ですので，自分の能力に応じた計画をたてて実施すること。
3．他人から見て不快感をあたえるような行動は，自分の価値を下げ，自分自身が損するだけですので，常に高校生らしい態度で生活すること。（喫煙，飲酒，深夜外出，無断外泊などは絶対にしないように。）
4．歩行者として，自転車の運転者として，交通法規を・よく守り，一被害者にも，加害者にもならぬように，交通事故防止に努めること。
5．健康に気をつけて，暴飲暴食，睡眠不足にならぬこと。また治療勧告を受けた者は治療すること。
6．外出する場合
（1）目的，行先，同行者，帰宅時間などは家人に連絡しておき，常に所在を明らかにしておくこと。
（2）特別の事情がないかぎり，夜間の外出はさけること。
7．異性との交遊は，高校生としての範囲を逸脱しないこと。特に，よく知らない人からドライブにさそわれても絶対に断わること。
8．パチンコ，酒類を出す店など，高校生として出入り禁止場所や危険性のある所，不健全な娯楽施設には出入りしないこと。

Ⅱ．許可制になっている校外の行動について

1．許可を必要とするものは，一週間前に計画をたて，担任と事前によく相談し，父母の同意を得て，許可を受けてから実施すること。
2．身分証明書，許可証は必ずもっていること。
3．警官，指導員から要求があった場合は，許可証，身分証明書を提示すること。その際言葉づかい，態度など品位を失わないように努めること。
4．学割の不正使用は絶対しないこと。不正事実が発覚した場合，全生徒が発行を停止される。
5．友人と共に行動する場合，友人との金品貸借はさけること。
6．アルバイトについては許可を得てから行う事。なお作業中の安全には充分注意すること。
次のアルバイトは禁止する。
（ア）県外，あるいは宿泊を伴うもの
（イ）酒類を提供するもの
（ウ）危険・有害なもの
（エ）午後７時以降に及ぶもの
（オ）その他学生として望ましくないと思われるもの

本　校　の　沿　革

昭和40年３月25日　学校法人新庄学園認可。
40年４月１日　新庄東高等学校創設。生徒定員900名とする。
40年４月16日　開校式及び入学式。
40年４月17日　木造校舎10教室完成。
40年８月31日　講堂完成。
40年11月１日　鉄骨校舎８教室完成。
41年４月１日　生徒定員600名とする。
43年３月15日　第１回卒業証書授与式。
44年３月31日　理科・家庭科教室竣工。
44年６月10日　国旗掲揚塔・足洗場竣工。
45年３月１日　校門竣工。
45年３月31日　衛生看護科実習室・標本室完成。
45年４月１日　衛生看護科設置文部省より認可。生徒定員普通科450名 衛生看護科120名とする。
昭和47年３月31日　礼法室新築完成
48年３月５日　衛生看護科第１回卒業式挙行
５月１日　（普通科１学年定員200名認可）
49年５月１日　創立10周年記念事業体育館完成、特別教室完成（６教室）
50年４月１日　普通科に特選コース設置
57年４月１日　東峰寮開設
60年６月28日　多目的運動場完成
９月19日　創立20周年記念式典挙行、多目的運動場（グラウンド）完成
10月31日　生徒会室及び部室完成
61年５月24日　自転車置き場の増設
62年３月31日　校地取得2,698㎡　　国旗掲揚塔の設置（新グラウンド）
８月31日　合宿所増設
９月30日　倉庫増設
63年10月28日　進路指導室増設、情報処理室増設
平成元年４月31日　芸術室増設
２年５月31日　進路相談室増設
４年６月27日　トレーニングルーム増設
５年６月25日　新校舎建設委員会発足
７年４月20日　新校舎起工
８年３月31日　新校舎完成
10月４日　創立30周年記念式典挙行（本校体育館）、校舎及びグラウンド完成
９年10月30日　体育館改築完成
13年４月１日　普通科に福祉コース及び特選コースに国際系を設置
14年４月１日　衛生看護科　生徒募集停止
16年３月31日　衛生看護科　閉科
17年４月16日　創立40周年記念式典挙行、記念講演会開催（新庄市民文化会館）
10月18日　トレーニング室新築
18年４月１日　普通科福祉コース　生徒募集停止
21年４月１日　普通科「Ｅ・Ａ・Ｓ・Ｔ」コースを新設
27年10月16日　創立50周年記念式典挙行、記念演奏会開催（新庄市民文化会館）
29年３月１日　創立50周年記念事業新体育館完成

学習活動について

1，授業について

〇授業開始前に移動・授業の準備を終え、着席して待つこと。
〇授業開始・終了のあいさつはしっかりすること。
〇“話（指示）を聞く→考える→行動する”の習慣を付けること。

2，日課表

（通常）

登　　校	8:20
0　校　時	8:20　～　8:40
ＳＨＲ	8:40　～
1　校　時	8:50　～　9:40
2　校　時	9:50　～　10:40
3　校　時	10:50　～　11:40
4　校　時	11:50　～　12:40
昼 休 み	12:40　～　13:15
5　校　時	13:20　～　14:10
6　校　時	14:20　～　15:10
清　　掃	15:10　～　15:30

8:20まで“教室”に入ること。
教室にいない場合は遅刻です。

朝学習の時間（各コースの課題）

翌日の時間割変更が職員室前の黒板に書いてあります。
早めに確認しておきましょう。

帰りのＳＨＲはありません。
連絡事項は中央階段に設置してあるホワイトボードで確認しましょう。

（B日程）

登　　校	8:20
ＳＨＲ	8:20　～
1　校　時	8:30　～　9:20
2　校　時	9:30　～　10:20
3　校　時	10:30　～　11:20
4　校　時	11:30　～　12:20
昼 休 み	12:20　～　12:45
5　校　時	12:50　～　13:40
6　校　時	13:50　～　14:40
7校時･(委員会)	14:50　～　15:40

0なし、50分、清掃なし

３，欠席・遅刻・早退について

ア　遅刻・早退・欠席の場合あらかじめ担任に申し出、許可を得ます。
　　やむを得ない場合は、事後にすみやかに届け出て下さい。

イ　忌引きについては「慶弔規定」に従います。

ウ　８時20分まで教室に入ります。
　　８時20分「０校時」学習開始に教室に入れず遅刻した生徒は、多目的室にて遅刻届を記入してから教室へ行き、担当者の指示で学習を行う。

エ　遅刻回数に応じた指導をします。

遅刻回数	指　　導
5	学年指導
8	保護者同席で生徒保健課指導
10	保護者同席で校長指導
11	指導拒否とみなし、問題行動として指導

オ　担任又は学年の先生から職員室にあるカードをもらい、以下の手続きをします。
　　遅刻の場合：遅刻カード記入　→　職員から印鑑を押してもらう
　　→　授業の担当者に渡し授業を受ける
　　早退の場合：早退カード記入　→　教科担任印をもらう　→　早退
　　欠　　課：カード記入　→　早退と同様

カードの様式

担任	教科	受付

遅　刻　届

令和　　年　　月　　日

新庄東高等学校長　殿

学年　　組　　番

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記により遅刻しましたのでお届けします。

記

1，日時　令和　　年　　月　　日　　校時

2，理由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3，備考

以上

担任

早退（欠課）届

令和　　年　　月　　日

新庄東高等学校長　殿

学年　　組　　番

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記により早退したいのでご許可下さるようお願いします。

記

1，日時　令和　　年　　月　　日　　校時～

2，理由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3，欠課該当教科

1	2	3	4	5	6	7

以上

○欠席（公欠）の申請について

校外での活動や就職・進学試験を受験のため欠席する場合は、下の欠席許可願いを提出します。これを学校長が認めた場合、公欠扱いとなります。

校長	教頭	関係課	担任

欠席許可願

令和　　年　　月　　日

新庄東高等学校　殿

学年　　組　　番

氏　　名　　印

保護者名　　印

下記により欠席しますのでご許可下さるようお願いします。

記

1，理　　由

2，期　　日　　自：令和　　年　　月　　日

至：令和　　年　　月　　日　　日間

3，連 絡 先　　（住所・氏名・電話番号など）

以上

※関係文書等を添え、担任を通して申請します。
※部活動等の場合の申請は、**「各大会参加書類提出について」**を確認して下さい。

○研修届について

校外で行われる研修会や海外研修に参加する場合は、下の届け出を提出します。

校 長	教 頭	教務主任	生保課長	コース長	担 任

研　修　届

令和　　年　　月　　日

新庄東高等学校長　殿

生徒氏名

保護者氏名　　印

下記により研修に参加しますので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1. 目　的　：

2. 期　日　：自　　令和　　年　　月　　日

至　　令和　　年　　月　　日　　泊　　日

3. 研修先

4. 主催者（コース名、実施団体名）

5. 引率責任者　　所　　属（職　名）

氏　　名

４，成績について

学期ごとに、履修しているすべての教科について成績が出ます。試験期間は設定されていませんが、各教科において、単元テストや到達度テスト等が適宜行われます。これらのテストの成績と、学習態度や課題の取組状況等の、日常の成績を総合して評価します。テストや課題において、不正行為（カンニング等）が発覚した場合、その科目の得点は０点となります。学期成績が40点未満（赤点）の生徒は、定められた期間で学習会等があります。

５，評価（単位認定・評定）について

〇単位の認定

１週間の時間数は31時間あり、１年間での総単位数は31単位となります。進級・卒業するためには、履修したすべての単位を修得する必要があります。

《単位認定の条件》

※履修した科目の学年成績が評定２以上であること

※出席時間数が出席すべき時間数の65％以上であること

〇評定とは

学年末（３年生は各学期末）に、各学期の成績を総合して評価し、学習の習熟度合に応じて５段階の評定に換算します。３年間の全ての教科・科目の評定平均値は進路決定に向けた選考のポイントとして重要なものになります。また総合型選抜入試の場合の応募条件として重要な意味をもっています。

①各教科の評定平均値

教科ごとに各科目の評定の合計数を教科の評定数で割った数値（小数点以下第２位を四捨五入）

②全体の評定平均値

全ての教科・科目の評定の合計数を全ての評定数で割った数値（小数点以下第２位を四捨五入）

③学習成績概評と評定平均値

全体の評定平均値	学習成績概評
5.0　～　4.3	A
4.2　～　3.5	B
3.4　～　2.7	C
2.6　～　1.9	D
1.8以下	E

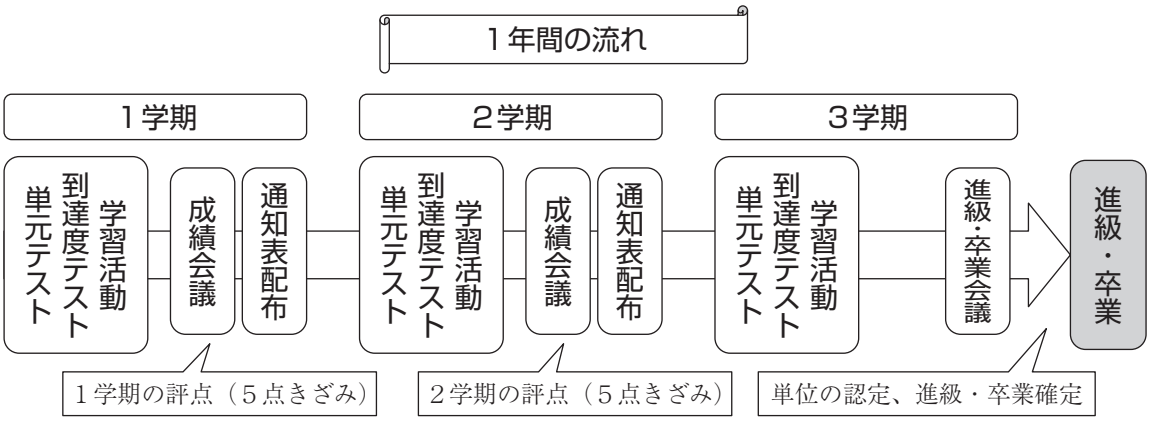

※コース、進路希望毎に模擬試験、検定試験等もあります。

図書館利用について

1，図書館利用のきまり

- コートや帽子は脱いでから入りましょう。
- 館内では静かにしましょう。
- 貸出期間を守りましょう。
- 他人への又貸し、帯出者カードの貸借は認めません。
- 館内での飲食・音声通話は禁止します。
- 授業時間中・清掃中は、担当教員の許可を得てから利用して下さい。
- 無断で管理室に入らないで下さい。
- 図書は大切にし、紛失や破損した場合は、図書に相当する金額または、同じ図書を自分で購入して弁償してもらいます。

2，図書の貸出について

- 開館

  始業時より16:40

- 図書の館外貸出

借りるとき

カウンターの係へ申し出る

借りる本とカードを提示する

貸出は２冊まで１週間以内

返すとき

図書返却箱へ本を入れる

・禁帯出のラベルのある図書は原則、貸出しません。
・雑誌の貸出は、バックナンバーのみ可能です。

- 図書･雑誌の購入希望や図書に関する要望等は、カウンター上の「図書予約･リクエストカード」に記入して、担当教職員または各クラスの図書委員に提出して下さい。

3，図書関係行事

- 市・県読書感想文コンクール（希望者）
- 読書感想画コンクール（希望者）
- 年間多読者の表彰

進路指導室の利用について

進路指導室には、みなさんが自分自身の進路について考えるために、進学・就職に関する様々な資料をとりそろえています。いつでも保管されている資料を閲覧することが可能です。また、進路についての悩みや、わからないことがあれば進路指導課の先生に相談して下さい。先生方を大いに利用して、情報収集や進路選択を行って下さい。

《利用上の注意》

1．入室するときは、ドアをノックし、名前と用件を述べて下さい。
2．進路指導課の先生が不在のときは、担任の先生から許可を得てから入室し、資料等を閲覧して下さい。
3．来客がいるときは、閲覧室から入室し、静かに利用して下さい。また、来客に対して挨拶するよう心がけて下さい。
4．資料等を閲覧するときは、必ず先生に断るようにして下さい。また、閲覧が終わったら必ず元の場所に戻して下さい。
5．資料の貸し出しやコピーが必要な場合は、進路指導課の先生に許可を得るようにして下さい。
6．休み時間や放課後は、閲覧室で進路学習をすることができます。入退室時には、進路指導課の先生に声をかけて下さい。また、使用が終わったら資料等を元の状態に戻し、電気・冷暖房を消して下さい。
7．進路指導室での飲食は禁止です。

《保管資料》

【進学関連】

- 大学・短大・専門学校の学校案内
- 募集要項、パンフレット
- 受験報告書
- 医療看護学校受験問題集
- 大学赤本

【就職関連】

- 企業案内資料
- 求人票
- 受験報告書
- 公務員試験問題集
- 適性検査・一般常識等問題集

《進路指導室・閲覧室》～１Ｆ事務室前～

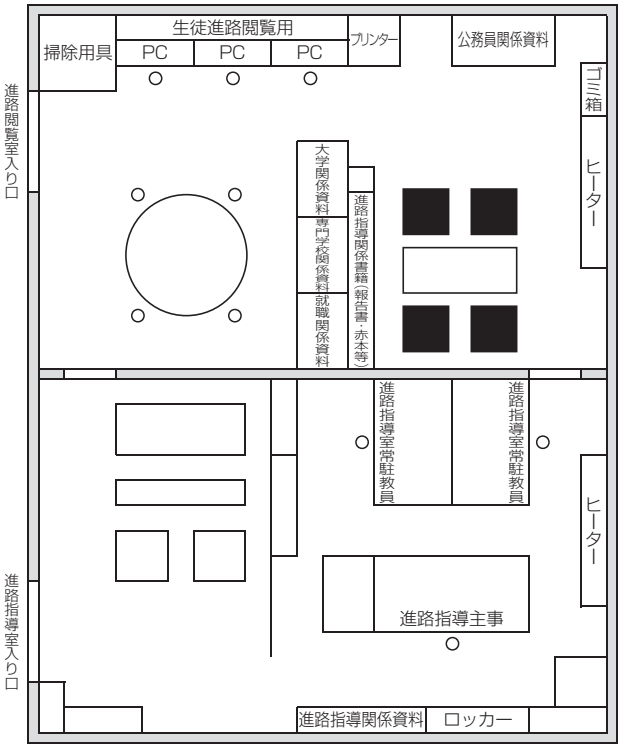

▷進路指導室にあるＰＣは必要な情報を得るために自由に利用することが可能です。
▷進路指導室前廊下にも、各種情報を掲示していますので、随時確認して下さい。

校内・校外生活について

1，校内生活について

生徒会・部活動には、自主性と意欲を持って取り組み、積極的で明るい高校生活にしましょう。また、学校内外における問題行動をなくし、社会の一員として責任ある言動をとりましょう。

○あいさつ・礼儀

あいさつは、来客・先生等にいつでも大きな声でしっかりしましょう。相手を尊重し、親しき仲にも礼儀を重んじ、思いやりある言動で生活しましょう。

○携帯電話使用について

・廊下での使用はしない。また、授業中の使用は、教科担任の指示があった場合のみ使用でき、それ以外は禁止します。

・集団生活の中でのトラブルや使用方法の誤りからくる生活の乱れなど問題行動にならない使い方をしましょう。

○問題行動への対応

本校生としてふさわしくない行動には、しっかり対応します。

問題行動の特別指導は「校長訓戒」「学校・家庭謹慎」などがありますが、悪質な問題や再犯が懸念される場合は職員会議を経て特別指導を決定します。

○学校安全（事故への対応）

避難訓練（全校）・救急時対応訓練を実施するのでしっかり参加し、「もしも・・・」にそなえ行動できるようにしましょう。

○部活動・委員会活動

３年間継続して部活動に取り組むことは、高校卒業後の力になるのでしっかり取り組みましょう。

また、各クラスの役割・生徒会の委員会活動でも積極的に活動しましょう。

部活動の紹介

文化部：家庭科部　書道部　吹奏楽部　美術部　パソコン部　茶道部　みつばち
　　ｅスポーツ

運動部：野球部　サッカー部　バスケットボール部　陸上競技部　卓球部　柔道部
　　ボクシング部　バドミントン部　剣道部　テニス部　スキー部　空手部

委員会の紹介

生徒会運営委員会（生徒会執行部で生徒会の運営企画をする）
代議委員会（クラスの代表者の委員会・生徒総会に次ぐ決議機関）
選挙管理委員会（生徒会選挙を運営する）
週番委員会、保健委員会、図書委員会、編集委員会
クラブ活動会（運動部文化部部長会）
交流企画委員会（校内での国際交流の企画）

2，校外生活について

学校外での問題行動をなくし、社会の一員としてルールを守りましょう。
交通安全を図り、交通事故絶無を目指しましょう。

※事故が発生したら、すみやかに学校または担任に連絡して下さい。

＜連絡先＞　新庄東高等学校　　住所　山形県新庄市松本596　　電話　0233-22-1562

・他から疑惑を受ける所への出入りや行動はしない。
・対外的活動は学校の許可を受ける。
・学校代表・個人参加を問わず諸活動や集会等に本校生として誇りを持って参加する。
・社会のルールを守り責任ある行動をとる。

３，服装について

就職・進学試験に対応できることが基準となります。

４・５月と10月～３月は【冬服】です。６月～９月は【夏服】です。
（ただし、状況により移行期間を設けます）

○制服の着方と衣替えについて、次のイラストと説明をよく理解して下さい。

４月～５月・10月～３月【冬服】

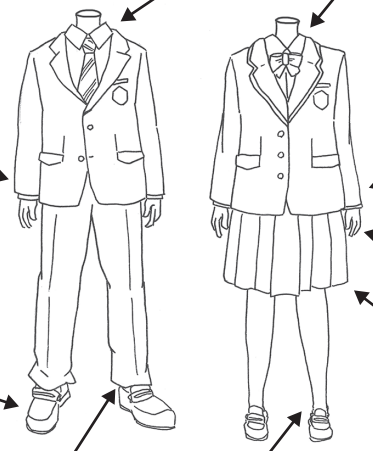

ワイシャツを着用し（男子）ネクタイ（女子）リボンをつける。

頭髪は端正にし、パーマ・染色脱色等しない。ピアス不可。

Yシャツの裾をズボンに入れる。ベルトをつける。色は、黒・茶。

（内履き）ズックのかかとはつぶさずにきちんと履く。（外履き）黒・茶系の革靴を履く。

Yシャツの裾をスカートに入れる。

マニキュアはしない。爪は短く切る。

スラックスも着用可。スカート丈はひざがしら。

ソックスは紺・黒系のものとする。
スカート着用時、４～11月　ソックス着用。
（４・５・10・11月の寒い日はストッキングの着用を認める。また、10月以降の受検にはストッキングを着用する。）
12月～３月（冬期間）、１学期始業式、入学式時には全員ストッキングを着用。
（やむを得ず着用できない場合は「異装届け」を提出する。）

冬期間（12月～３月）はコートを着用する

（寒さから身体を守るため、寒いときは12月前でも着用すること。）

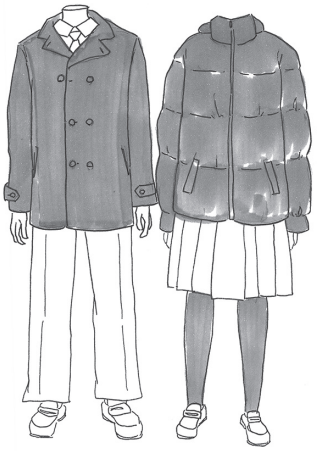

コートの基準
色　：黒、紺、灰色、白、茶
（柄物ではなく無地とする）
長さ：制服の上着（ブレザーやパーカー）より丈が長いものとする。

※個人での判断が難しいものは担任へ相談すること。

５月・10月の衣替え時期以前の移行処置について

気温の上昇により暑い時はブレザーを脱いで授業を受けても良い。
登下校時はブレザーをしっかり着用すること。
気温の上昇が激しい場合、５月・10月中でも「移行期間」を設ける。

６月～９月は【夏服】です。（ただし６月と９月は移行期とし長袖シャツ着用可）

長袖着用時は
（男子）ネクタイ（女子）リボンをつける。

指定の半袖ワイシャツ又は指定のポロシャツを着用する。ただし、式典（始業式等）の時は、指定の半袖ワイシャツを着用する。

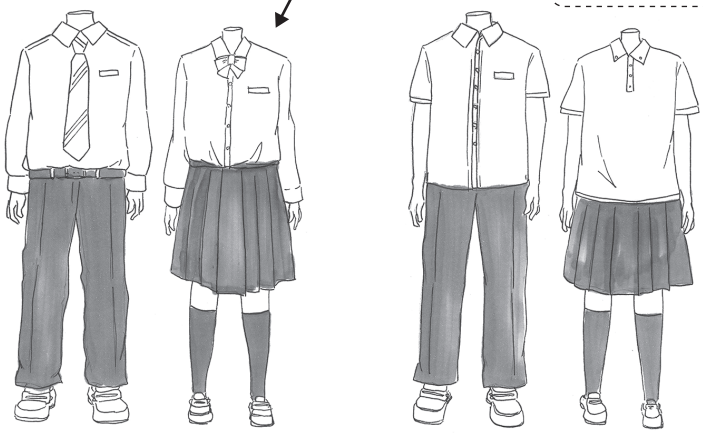

ワイシャツの裾はズボン・スカートに入れる。

※夏季ワイシャツ・ポロシャツは、ズボン・スカートの中に入れないデザインになっています。中のＴシャツ等がはみ出したりしてだらしなくならないように着こなして下さい。

パーカーの着用は７・８月を除く期間とする。

※良い例

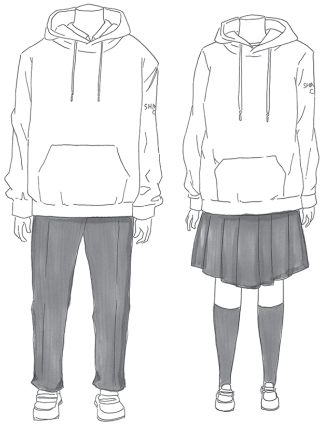

※悪い例

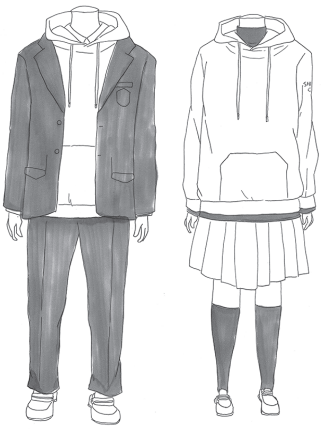

○パーカーは学校指定のものに限る
○正装時の着用は不可
○体育の授業などの運動をするときの着用は不可
○パーカーの上にブレザーを着るのは不可
○首元のタグに必ず記名する
○ブレザー・パーカーともに、教室への置きっぱなしは不可
○パーカーの中に着て良いもの
　Ｙシャツ(学校指定)⇒ネクタイ・リボン必要なし
　ポロシャツ(学校指定)、Ｔシャツ
　＊ハイネック不可
　＊パーカーの裾からシャツやインナーが見えないようにする
○暑くてパーカーを脱いだ際に、違反の恰好にならないようにする
　⇒長袖Ｙシャツにネクタイ・リボンなし、Ｔシャツのみの着用は不可
○７・８月はエアコン稼働時の教室でのみ着用可

身だしなみチェック基準

就職・進学試験に対応できることが基準となります。

○ブレザー　・ボタン、サイズ、ネーム確認等
　・ネクタイ、リボンをしっかり身につけさせる。
　（第一ボタンがかくれるようにする。）

○ズボン　・長さ、サイズ、ネーム等
　（ズボンの裾がかかとより下にさがらない。）
　（ずりさげ、だぼだぼ感のないようにする。）

○スカート　・スカートの長さはひざ頭が隠れる長さとする。

○ズック　・かかとをつぶさずにきちんと履く。
　・外履きは全員、黒・茶系の革靴を履く。（冬期間は除く）

○Ｙシャツ　・正装時は指定Ｙシャツとする。

○髪　・パーマ（アイロンによるものも不可）、染色等のないようにする。
　男子・前髪は眉毛よりも長くならないようにする。
　・横は耳にかからない程度。
　・後ろ髪はＹシャツの襟にかからない程度にする。
　女子・目に髪がかからないように整える。

○つめ　・短くし、マニキュアはしない。

○ピアス　・禁止。穴も不可。

○化粧　・禁止。（カラーコンタクト等は禁止する。）
　・日焼け止めや、リップクリーム等は無色のものとする。

○ベルト　・黒、茶系の革のベルト。（ビジネスベルト着用）

○ソックス　・男女共に紺・黒系のもの。
　（くるぶし丈の短いソックスは、履かないようにする。）
　女子・４、５、10、11月の寒い日はストッキング着用してもよい。
　12月～３月はストッキング着用

※制服の補修が必要な場合は、下記のいずれかの店舗で行って下さい。

①洋服直しセンター　新庄市堀端町3-44　☎ 0233-23-3950
②伊藤洋服店　新庄市石川町1-44　☎ 0233-22-3348
③ピン・クッション　新庄市大町10-12　☎ 0233-23-6728

※制服に関する問い合わせ

㈱オンワードコーポレートデザイン　☎ 022-217-5755

４，交通安全に関して

「交通安全に関する規定」にそって以下の内容を遵守して下さい。

・全県下で行われている三ない運動を守る。
（バイクに乗らない・免許を取らない・バイクを買わない）

・交通法規を守る。

・自転車は、校内外問わず決められた場所に置く。

・交通事故防止につとめる。

①自転車の乗り方・置き方等社会の迷惑にならないこと。（警察指導あり）

②無断で他人の自転車に手をかけない。

③自転車の二重ロック・カギかけを徹底する。

＊近年、自転車事故における賠償責任が大きくなっています。自転車保険に加入して下さい。（令和２年７月１日から義務化：山形県）

④交通ルールをしっかり守る。

⑤令和５年４月１日より道路交通法の改正により、自転車のヘルメットの着用が努力義務となっています。

・列車・バス等公共交通機関を利用して通学する生徒は、乗・下車及び車内道徳を遵守し、“運輸規則”に従い利用して下さい。

○自転車通学について

（１）業者の点検を受けて、自転車通学届けを提出したのち自転車通学を許可する。

（２）自転車通学は４月～11月までを原則とする。路面凍結、降雪時は危険防止のため禁止する。
（禁止日時は初雪後の様子で日時を決める）

（３）通学用自転車には所定のステッカーを貼る。

（４）自転車通学は下記のことを禁止する。
①並行進行　②傘さし運転　③二人乗り　④無燈火

（自転車通学届け）

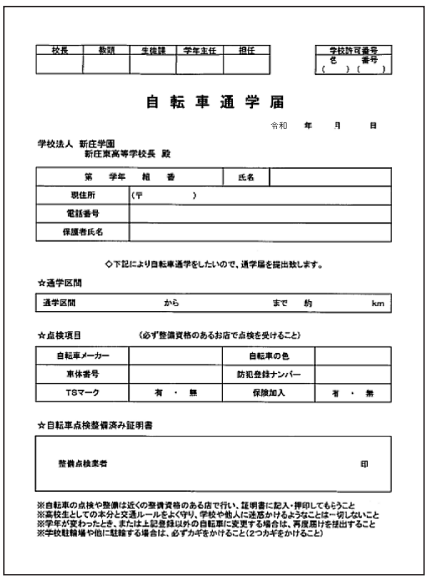

校長	教頭	生徒課	学年主任	担任

学校許可番号
色　番号
（　）（　）

自 転 車 通 学 届

令和　年　月　日

学校法人 新庄学園
新庄東高等学校長 殿

第　学年	組　番	氏名	
現住所	（〒　　）		
電話番号			
保護者氏名			

◇下記により自転車通学をしたいので、通学届を提出致します。

☆通学区間

通学区間	から	まで　約	km

☆点検項目　（必ず整備資格のあるお店で点検を受けること）

自転車メーカー		自転車の色	
車体番号		防犯登録ナンバー	
TSマーク	有 ・ 無	保険加入	有 ・ 無

☆自転車点検整備済み証明書

整備点検業者　印

※自転車の点検や整備は近くの整備資格のある店で行い、証明書に記入・押印してもらうこと
※高校生としての本分と交通ルールをよく守り、学校や他人に迷惑かけるようなことは一切しないこと
※学年が変わったとき、または上記登録以外の自転車に変更する場合は、再提出を提出すること
※学校駐輪場や他に駐輪する場合は、必ずカギをかけること（２つカギをかけること）

（２台使用の場合）

2台使用する場合

学校許可番号
色　番号
（　）（　）

自 転 車 通 学 届

◇下記により自転車通学をしたいので、通学届を提出致します。

☆通学区間

通学区間	から	まで　約	km

☆点検項目　（必ず整備資格のあるお店で点検を受けること）

自転車メーカー		自転車の色	
車体番号		防犯登録ナンバー	
TSマーク	有 ・ 無	保険加入	有 ・ 無

☆自転車点検整備済み証明書

整備点検業者　印

○自動車運転免許取得について

３年生の２学期（９月予定）に自動車学校入校の説明会を行い、保護者と本人が参加し入校の手続きが可能になります。説明会に参加出来なかった場合、後日生徒課・保護者・本人の三者にて面談をおこなってから、自動車学校への入校が許可されます。また、「免許証」は卒業式まで学校で預かります。

○アルバイトについて

長期休業中以外のアルバイトは、担任と保護者の方の同意のもと、「アルバイト許可誓約書」「アルバイト許可願い」「アルバイト承諾書」の３つを担任に提出して下さい。尚、長期休業中のアルバイトは届け出制（面談なし）で許可されます。上記と同じ書類を準備して、許可をもらいます。（休業中の許可は日直の先生が手続きをします。）無断のアルバイトは、「問題行動」として扱います。

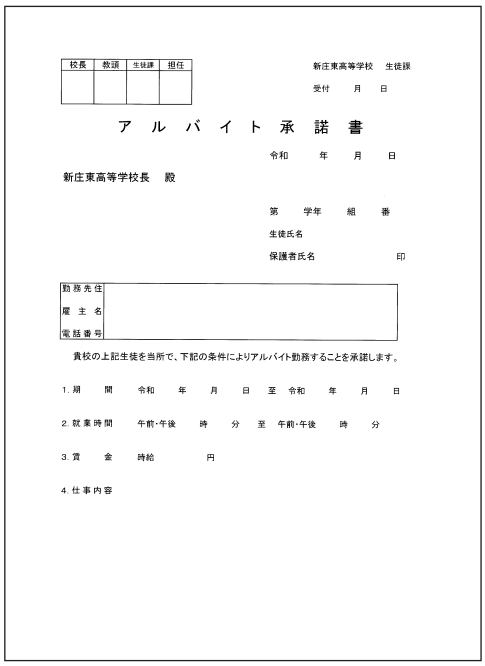

校長	教頭	生徒課	担任

新庄東高等学校　生徒課
受付　　月　　日

ア　ル　バ　イ　ト　承　諾　書

令和　　年　　月　　日

新庄東高等学校長　殿

第　　学年　　組　　番
生徒氏名
保護者氏名　　印

勤務先住所	
雇主名	
電話番号	

貴校の上記生徒を当所で、下記の条件によりアルバイト勤務することを承諾します。

1. 期　　間　令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日
2. 就業時間　午前・午後　　時　　分　至　午前・午後　　時　　分
3. 賃　　金　時給　　円
4. 仕事内容

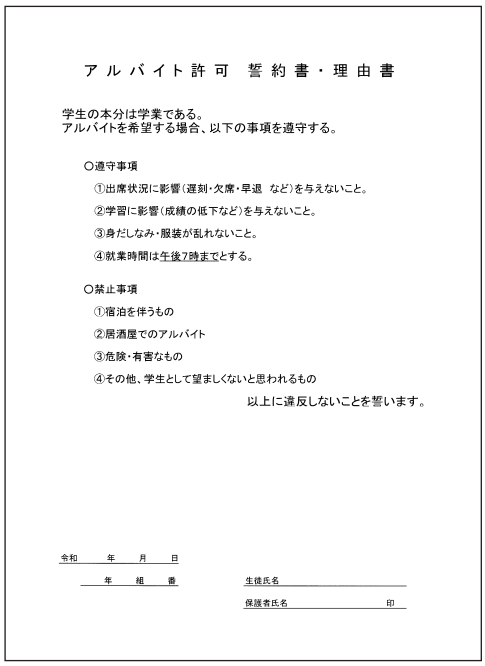

アルバイト許可　誓約書・理由書

学生の本分は学業である。
アルバイトを希望する場合、以下の事項を遵守する。

○遵守事項
①出席状況に影響（遅刻・欠席・早退　など）を与えないこと。
②学習に影響（成績の低下など）を与えないこと。
③身だしなみ・服装が乱れないこと。
④就業時間は午後7時までとする。

○禁止事項
①宿泊を伴うもの
②居酒屋でのアルバイト
③危険・有害なもの
④その他、学生として望ましくないと思われるもの

以上に違反しないことを誓います。

令和　　年　　月　　日
　　年　　組　　番　　生徒氏名
保護者氏名　　印

○ボランティア活動

進路を考える時にも「社会に奉仕する気持ち・貢献しようとする姿勢」は大切です。ボランティア活動へ積極的に参加するようこころがけましょう。

○夏期休業心得

夏期休業期間はいろいろ誘惑の多い季節です。２学期以降の生活・行動に問題が生じないように「夏期休業心得」を理解して生活しましょう。

○各大会参加、休日・夜間練習書類提出について

部活動・委員会等の大会・練習会・合宿その他学校長が認めた行事に、出場・参加をする際、下記の「大会出場許可願い」を毎回提出しなければいけません。参加については「生徒派遣規定」にそって手続きします。また合宿についても「合宿規定」にそって手続きします。**尚、休日・夜間練習も同様の手続きは必要です。**

担　任

大会出場、遠征許可願

新庄東高等学校長　殿

令和　　年　　月　　日

第　　学年　　組　　番

氏　　名

保護者名　　印

上記の者を次の要項により、大会出場、遠征することに同意しますので、許可下さるようお願いいたします。

大　会　名	部（　　）
期　　日 場　　所	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日
付添責任者	
最近の健康状態	良　好　・　不　良
学校への要望	
交通手段	
備　　考	

担　任

休日練習許可願

新庄東高等学校長　田宮　邦彦　殿

令和　　年　　月　　日

第　　学年　　組　　番

氏　　名

保護者名　　印

上記の者を次の要項により休日の練習に参加することに同意しますので許可下さるようお願いいたします。

部 活 名	部
場　　所	
期　　日	※別紙参照
指導責任者	
最近の健康状態	
学校への要　望	
備　　考	

担　任

夜練習許可願

新庄東高等学校長　田宮　邦彦　殿

令和　　年　　月　　日

第　　学年　　組　　番

氏　　名

保護者名　　印

上記の者を次の要項により大会出場、遠征することに同意しますので許可下さるようお願いいたします。

部　活　名	部 （　　）
場　　所	
期　　日	自　令和　　年　　月　　日 至　令和　　年　　月　　日
経　　費	（　　）負担　　円 （　　）負担　　円　　合　計　　円
付添責任者	
最近の健康状　態	
学校への要　望	
交通手段	
備　　考	

保健関係について

1，諸検査について

４月から６月：心電図・胸部レントゲン
身体測定・内科検診
尿検査・耳鼻科検診
歯科検診・眼科検診
２月：運動部心電図検査

検診・検査等は必ず受けて下さい。
体調を整え、検査日に欠席しないようにしましょう。

↓

精密検査の案内

案内が配布されたら、早めに精密検査を受けましょう。
＊「心電図・レントゲン・内科・尿」検査は、部活動の練習・大会参加等に影響しますのでできるだけ早めに受診して下さい。

↓

病院で受診（公欠扱い）

※受診日を前もって担任に伝えて下さい。

↓

※公欠扱いとなるのは“精密検査受診”のみです。治療の場合は、公欠にはなりません。

↓

受診報告書を学校に提出

2，病気・ケガ等による長欠・要配慮

学校を長期間欠席しなければならない者、また体育などの授業や学校生活で配慮が必要な場合は、医師の診断書か学校所定の報告書を提出して下さい。

3，事故発生時の対処（災害給付金の申請）について

登下校・授業・部活動でのケガ

○担任・教科担任・顧問にすぐに報告すること

↓

事故報告書提出（担任・顧問等）

○担当職員から生徒保健課へ報告書を提出
○「災害給付金申請」に必要な書類の準備

↓

「医療等の状況」記入用紙を配布

○受診した医療機関で記入していただき、学校へ提出

↓

関係書類を学校に提出

↓

日本スポーツ振興センターへ報告・審査

○全ての書類が揃ったら申請の手続きを開始

↓

給付決定の通知

○審査会の判断で給付の有無が決定

↓

受給（印鑑を学校に持参）

※事故から給付金がおりるまで２～３ヶ月かかります

４，学校伝染病

①インフルエンザについて

発熱等の風邪症状

↓

病院で受診

↓

インフルエンザと診断

↓

学校に報告

↓

出席停止

↓

経過報告書・薬の説明書等のコピー

↓

登校許可

○特に冬期間38℃以上の発熱や関節痛・鼻水などの症状が見られた場合は病院に行くこと。

○“欠席”扱いではなく、出席停止となります。

○本校所定の経過報告書を保護者が記入し、薬の説明書等インフルエンザに罹患したことがわかる書類のコピーと一緒に登校時に提出すること。（本校ホームページよりダウンロード可能）

②新型コロナウイルス感染症・風疹・麻疹・水ぼうそう・流行性結膜炎等について

発熱・発疹等の症状

↓

病院で受診

↓

風疹・麻疹・水ぼうそう
流行性結膜炎等と診断

↓

学校に報告

↓

出席停止

↓

「登校許可書」提出

↓

登校許可

○“欠席”扱いではなく、出席停止となります。

○本校所定の登校許可書を病院で記入してもらい、登校時に提出すること。（本校ホームページよりダウンロード可能）

５，保健講話について

○助産師さんによる「性講話」を受講（１年）
○新庄警察署の生活安全課の指導で薬物乱用防止の講話を受講（１年）
○救急法実技講習会（２年）
○学校医による「社会に出る皆さんへ」と題した保健全般に及ぶ講話を受講（３年）

６，健康管理について

○健康な高校生活を送るために、自分自身で健康管理が出来る生徒になりましょう。
○生活のリズム（体のリズム）を整えましょう。
「睡眠」「食事」「排便」「運動」「生き生きした心」の５つは健康な高校生の基本です。
○保健室は、救急処置・保健指導の場ですので治療はできません。
状況により家庭に連絡をし、医療機関で受診していただくこともあります。
○登校時、家庭で「健康チェック」をし、体調が思わしくない時には必ず家の人と相談しましょう。特に遠距離通学生は保護者と相談の上、適切な判断をして下さい。
○体調不良で早退する場合は、保護者に連絡をし、迎えに来ていただくことがあります。

「18歳選挙権」について

１，選挙権対象者　：　投票日の翌日までに18歳の誕生日を迎える人。

２，18歳選挙権の目的

（１）少子高齢化が進んでいて、有権者に占める高齢者の割合が上がっている中、若者の意見や考え方を政治に届けやすくすること。

（２）「国民投票法」の改正により、改憲の賛否を問う投票年齢を「20歳以上から18歳以上」に引き下げたこと。

３，選挙とは･･･

政治を行う代表者を選ぶことです。豊かなくらしや理想的な社会をつくる代表者を選ぶことになります。身近な例でいえば、市町村長さん、市町村の議会議員、県議会議員、国会議員がこれにあたります。

自分の考えていることと、候補者や政党の考えを参照させ、18歳となる皆さんには、「投票」することで自分の意思を表示してください。

４，公職選挙法について

選挙が公平・公正に行われるための法律・ルールのことです。公職選挙法に違反することは犯罪として、厳しく処罰されますので注意が必要です。

特に高校生に心配されるのが、18歳になった人と、ならない人がいるということです。選挙権や選挙運動は、18歳以上の人に認められているもので18歳未満の人には認められていません。

５，注意事項（校内での選挙活動、違反の場合）

（１）校内での選挙運動を禁止します。（特にＳＮＳは注意してください。）

（２）選挙違反により検挙された場合は、学校の特別指導の対象になります。

ＰＴＡ関係（庶務課）

１，ＰＴＡ活動基本方針

あらゆる機会を通じて報告・連絡・相談し
共に子供（生徒）を育てる意識を！

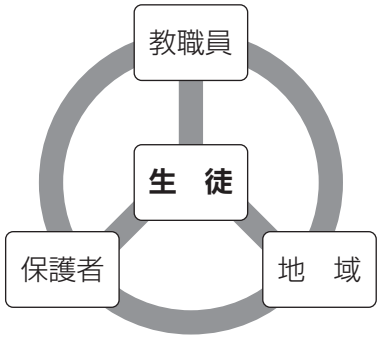

共に子供を育てるために

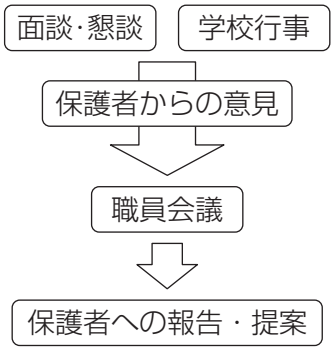

※積極的な参加をお願いします

①ＰＴＡ総会　②地域懇談会　③みつばちフォーラム
④学年・クラス懇談　⑤三者面談

２，みつばちフォーラムについて

生徒・保護者・学校職員と地域の方々を含めた４者で、提案や発表、ディスカッション等を行います。幅広いテーマについてお互いに意見や思いを出しあい、共に成長していこうとする機会です。

３，ＰＴＡ活動年間予定

<table>
<tr><th>月</th><th>保護者</th><th>ＰＴＡ役員</th><th>ＰＴＡ三役</th><th>教職員</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td></td><td colspan="3">第１回　ＰＴＡ評議員会</td></tr>
<tr><td colspan="4">ＰＴＡ総会・学年・学級懇談</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td></td><td colspan="3">第２回　ＰＴＡ評議員会</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>地区高校ＰＴＡ連合会総会</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="4">地域懇談会
生徒会主催学校行事</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="4">三者面談・通知表配布</td></tr>
<tr><td>9</td><td></td><td colspan="3">第１回　みつばちフォーラム打ち合わせ</td></tr>
<tr><td>10</td><td></td><td colspan="3">第２回　みつばちフォーラム打ち合わせ
地区高校ＰＴＡ連合会研究集会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">11</td><td></td><td colspan="3">第３回　みつばちフォーラム打ち合わせ</td></tr>
<tr><td colspan="4">みつばちフォーラム</td></tr>
<tr><td>12</td><td colspan="4">三者面談・通知表配布</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="4">三者面談・通知表配布</td></tr>
</table>

※年度により変動致しますので、詳しくは年間行事予定で確認下さい。

○信頼関係、充実感のあるＰＴＡ活動、より良い学校づくりを目的としています。

事務手続きについて

1，授業料等学校納付金について

振替日　毎月10日
↓
振替出来なかった場合
↓
再振替日　20日
↓
再振替出来なかった場合
↓
学校事務室に現金持参（別途手数料）

注：納付金が２ヶ月以上滞納された場合、出校停止や調査書発行（就職・進学試験に必要）が停止されることがありますのでご注意下さい。

2，就学支援金・授業料等減免制度について

◎私立高等学校就学支援金制度

公立高校の授業料無償化にともない、私立高等学校においても、国の高等学校等就学支援金制度が平成22年度から実施されました。年度よって内容が変更します。

◎山形県私立高等学校授業料等減免制度

国の就学支援金制度とは別に、山形県がおこなう授業料等減免制度であり、経済的理由により就学が困難となる生徒の授業料等を更に軽減する制度です。年度よって内容が変更します。

注：手続きは毎年４月（新入生対象）と６月（全校生対象）に調査を実施し、更新する必要があります。

3，奨学制度（校外）について

	名　称	対　象	採用予定人数	金　額	備　　考	返還義務
①	育英奨学金	全学年	250名程度（県内）	３万円（月額）	学力基準あり	有
②	特別貸与奨学金		30名程度（県内）		学力基準なし（ただし家計基準が厳しい） **①の基準に該当しない方に勧めます**	有
③	斎藤力丸奨学金		20名（県内）	２万円（月額）	学力基準あり	無
④	あしなが育英会		650名（全国）	５万円（月額）	出願資格は、保護者が交通事故等で死亡したり、後遺症で働けないため、教育費に困っている家庭。	有
⑤	交通遺児育英会		400名（全国）	２万～４万（月額）から選択		有
⑥	日本学生支援機構 大学等予約	進学希望の３年生	限度なし	貸与：2万から12万（月額） 給付：1万から7万（月額）	第一種（利息なし）家計、学力基準あり 第二種（利息あり）家計、学力基準あり 給付：家計基準、学力基準あり	有 （給付） 無

※該当基準や必要書類等はその都度連絡致します。希望する場合は担任に申し出て下さい。

4，身分証明書について

常に携帯所持しておきましょう。

身分証明書は毎年新しい物になります。

※定期券の購入や、学割の申請などで必要となりますので紛失等には充分気を付けましょう。

５，定期券の購入について

ＪＲ定期券：身分証明書をＪＲ窓口に提示して購入
バス定期券：身分証明書を山形交通の窓口に提示して購入

６，必要書類の請求について（必要となる一週間前には請求しましょう）

	必要書類等	手数料
学割証	身分証明書	－
在学証明書	提出先名・住所等記入	￥200
卒業見込証明書		￥200
成績証明書		￥200
卒業証明書		￥200
調査書		￥200
身分証明書（紛失時）		￥400

※各書類の申請は担任に申し出て下さい。

◎就学支援金・授業料減免・奨学のための給付金決定までの年間の流れ

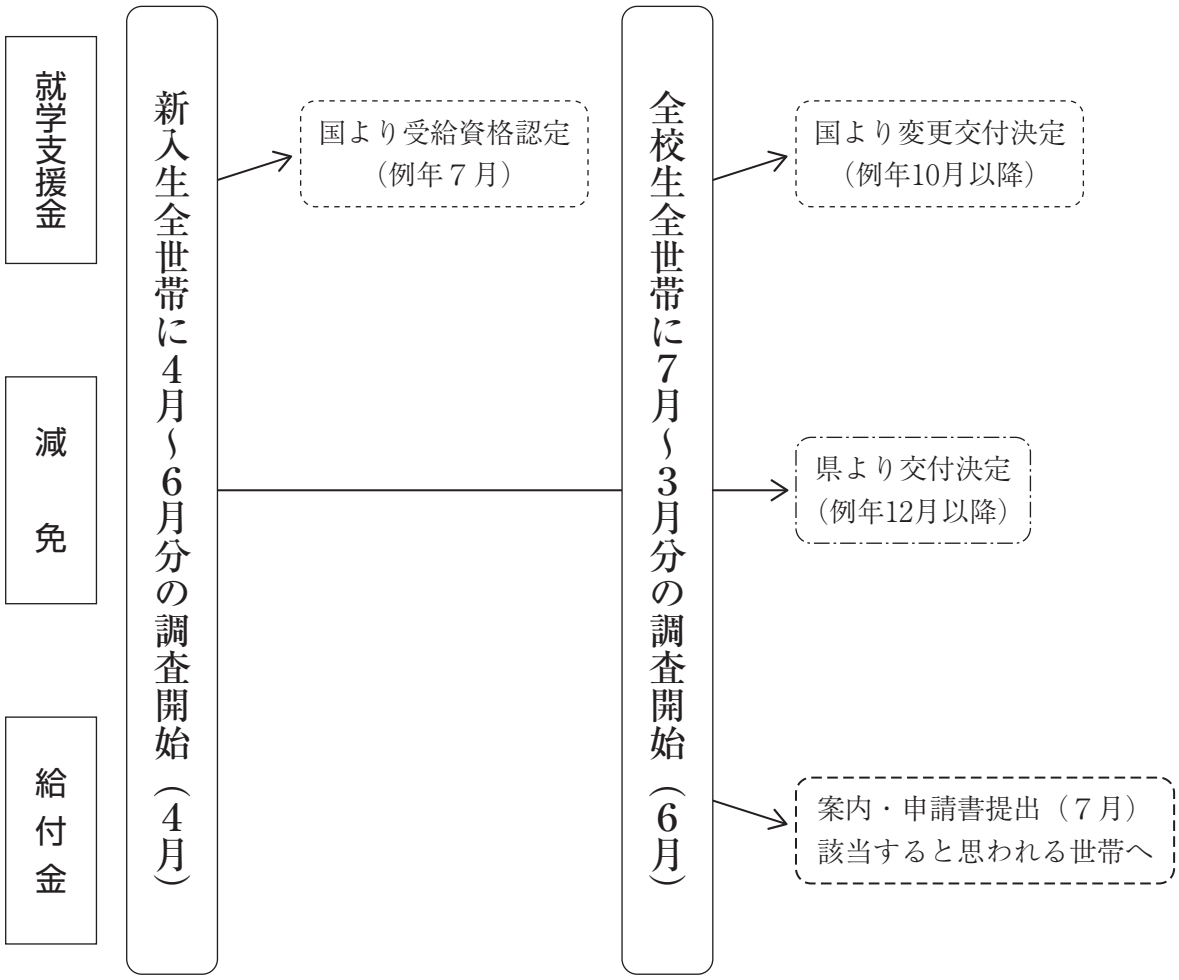

注※対象世帯への支給額還付時期は別途通知いたします。また、支給額決定された場合、授業料より差し引かれて学校納付金が振替えられる月があります。

新庄東高等学校生徒会規約

第1章　総　　則

第１条　本会は学校法人新庄学園新庄東高等学校生徒会と称する。

第２条　本会は本校全生徒を以って構成する。

第３条　本会は学校生活の充実と生活（相互）の親睦と向上を計る目的とする。

第2章　機　　関

第４条　本会は前条の目的達成のため下記の機関をおく。

１．総　　会　　２．代議員会
３．学級自治会　　４．部　　会
５．運営委員会　　６．選挙管理委員会
７．編集委員会　　８．図書委員会
９．保健委員会　　10．週番委員会
11．交流企画委員会　　12．職員生徒連絡協議会

第1節　総　　会

第５条　総会は本会の最高決議機関であって，次の事項を審議決定承認する。

１．決算の承認　　２．予算の承認
３．年間行事の承認　４．クラブの新設廃止
５．規約改正　　６．副会長の承認

第６条　総会は全会員で構成し，その三分の二以上の出席を以って成立する。

第７条　総会議長は年二回，定期総会を召集しなければならない。

又，次の場合は臨時に召集することができる。

１．全会員の一割以上の要請があった場合
２．代議員会の要請があった場合
３．運営委員会の要請があった場合
４．最高顧問の要請があった場合

第８条　総会の召集は原則として三日以前に公示しなければならない。

第2節　代議員会

第９条　代議員会は総会の代行決議機関である。

第10条　代議員会は各学級より選出された代議員で構成し，議員の３分の２以上の出席で成立する。又委任状による出席を認める。

第11条　代議員会は次の場合は代議員会議長が召集する。ただし議長が未選出の場合は第９条に準ずる。

１．全代議員の２割以上の要請があった場合
２．運営委員会の要請があった場合
３．一学級以上の要請があった場合
４．最高顧問の要請があった場合

第12条　代議員は運営委員会その他の機関より提出された事項を審議決定する。又企画立案もできる。

第13条　代議員会は必要に応じて小委員会を設ける事ができる。

第14条　代議員会はその決定事項を公示しなければならない。

第15条　代議員会は運営委員若干名の出席を要する。

第16条　代議員会の召集は原則として５日以前に公示しなければならない。

第3節　運営委員会

第17条　運営委員会は本会の執行機関であり，企画立案も出来る。

第18条　運営委員会の任務は次の通りとする。

１．規約を誠実に執行し会務は次の通りとする。
２．予算案を作成し，総会に提出する。
３．生徒会行事の討議。
４．規約を草案し，生徒総会に提出する。
５．生徒会諸活動の細部にわたる計画の立案。
６．その他

第19条　正副運営委員長は，会長，副会長がそれぞれ兼任する。

第20条　運営委員会は運営委員長とこれによって任免される副運営委員長と若干名の運営委員で構成する。

第21条　運営委員長の辞任に関しては代議員会及び全会員の過半数の賛否意志により決定する。又，運営委員長が辞任しても，次期委員会が組織されるまで，事務を続けるものとする。又，代議員会の意志により臨時運営委員会を設置することができる。

第22条　各部の責任を明らかにするため，原則として正副部長・会計を起き，会計簿をそなえる。

第23条　各部は運営委員の会計担当に対し，要求次第直ちに正確な会計報告をしなければならない。また，運営委員の要求により，その活動状況を報告しなければならない。

第24条　運営委員の会計担当は，生徒課職員及び代議員会指名の委員３名で構成し，生徒会会計全般にわたって監査する。

第25条　運営委員の会計担当は，予算の配分を受けている各機関に常時正確な会計監査を強制できる。

第26条　運営委員の会計担当は，本会の会計に誤りのないように常時監査し，その結果を定期総会で公示する。

第４節　学級自治会

第27条　学級自治会は各学級全員を以って構成し，臨時開催することが出来る。

第28条　学級自治会は提案された議題を学級内で討議する機関であり，その重要な問題については，代議員会，運営委員会に提案することができる。

第29条　学級自治会は次の役員をおきその運営にあたる。

１．学級委員長	１名	同副委員長	１名
２．学級議長	１名	同副議長	１名
３．編集委員	２名		
４．保健委員	２名		
５．週番委員	２名		
６．図書委員	２名		
７．交流企画委員	２名		
８．代議員	２名（但し，代議員は学級委員長と学級議長がこれを兼ねる）		

第５節　各部部長会

第30条　各部部長会は各部から選出された部長で構成し，部活動を活発にし，それを助けていくものである。また，運動部長，文化部長を選出し，部活動の活発化につとめる。

第31条　本会は次の部を置く。
運動部（部数若干）　文化部（部数若干）

第32条　部は本会の会員若干で構成し，部長を１名置く。

第33条　本会会員は原則としていずれかの部に所属しなければならない。

第34条　部の新設，廃止については総会又は代議員会において決定承認する。

第35条　部は本校教員からなる顧問を置く。

第６節　選挙管理委員会

第36条　選挙管理委員会は代議員会で選出される若干名の委員で構成し，選挙管理規程にもとづいて業務を遂行する。

第７節　職員生徒連絡協議会

第37条　職員生徒連絡協議会は第３条の目的達と本会の円滑化を計り，又職員生徒間の意志の連絡調整を目的とする。

第38条　職員生徒連絡協議会は生徒会顧問及び関係職員若干名の運営委員会及本会会員若干名で構成する。

第８節　図書委員会

第39条　図書委員会は各学級より選出される委員で構成し，別に細部を定める。

第９節　編集委員会

第40条　編集委員会は各学級より選出された委員で構成し，別に細部を定める。

第10節　保健委員会

第41条　保健委員会は各学級より選出された委員で構成し，別に細部を定める。

第11節　週番委員会

第42条　週番委員会は各学級より選出された委員で構成し，別に細部を定める。

第12節　交流企画委員会

第60条　交流企画委員会は各学級より選出された委員で構成し，別に細部を定める。

第３章　役　　員

第１節　役　　員

第43条　本会は第３条を達成するために次の役員をおく。

１．会　　長	１名	副　会　長	１名
２．議　　長	１名	副　議　長	１名
書　　記	２名	進　　行	１名
３．運営委員長	１名	副委員長	１名
４．選挙管理委員長	１名	副委員長	１名
委　　員	若干名		
５．編集委員長	１名	副委員長	１名
委　　員	若干名		
６．週番委員長	１名	副委員長	１名
委　　員	若干名		
７．図書委員長	１名	副委員長	１名
委　　員	若干名		
８．保健委員長	１名	副委員長	１名
委　　員	若干名		
９．交流企画委員長	１名	副委員長	１名
委　　員	若干名		

第２節　選　　出

第44条　本会の役員の選出は次のように定める。

１．会長は全会員から選出され，副会長は会長が指名した総会の承認を必要とする。

２．総会議長は全会員から選出され，副議長，書記，進行は議長の指名による。

３．代議員会議長は代議員の互選により，副議長，書記，進行は議長の指名による。

4．正，副運営委員長及び委員は第19条，第20条に準ずる。
5．選挙管理委員の選出は第35条に準じ，委員長は委員の互選による。
6．編集委員は学級自治会で選出し，委員長は委員の互選による。
7．週番委員は学級自治会で選出し，委員長は委員の互選による。
8．図書委員は学級自治会で選出し，委員長は委員の互選による。
9．保健委員は学級自治会で選出し，委員長は委員の互選による。
10．交流企画委員は学級自治会で選出し，委員長は委員の互選による。

第３節　職　　務

第45条　役員は職務を行なう。
1．生徒会長は本会の一切を総覧し，かつ本会を代表するものである。
2．総会議長は総会を統轄し，議事の進行決議を計る。又副議長は常時議長を補佐し，議長が事故あるときはこれを代行する。又，書記は議事の一切を記録保持しなければならない。
3．運営委員長は同委員会を代表し，執行部門をつかさどる。又，副運営委員長は常時委員長を補佐し，委員長が事故あるときはこれを代行する。
4．正副生徒会促進委員長及び委員の職務は別に定める会則による。
5．其の他の機関の正副委員長及び委員の職務は別に定める細則による。

第４節　任　　期

第46条　本会すべての役員の任期を１ヵ年として，執行役員・総会議長団は11月１日から10月31日までとする。又，クラス選出役員は４月初旬より３月下旬までとする。各種委員会の長は４～10月下旬，11月～３月下旬の二期制とする。但し，次期機関が成立するまでの業務は前役員が代行するものとする。又役員に欠員が生じた場合には直ちに補充し，任期は残存期間とする。

第５節　改　　選

第47条　代議員はその選出基盤の過半数の不信任により任を解かれる。また総会は過半数の賛成により会長，議長の不信任を問うことができる。

第６節　兼　　任

第48条　次の役員の兼任は許されない。
1．第19条と非常設機関を除き，会長とその他の役職
2．総会議長と運営委員
3．運営委員と代議員
4．非常役機関をのぞき，その他一切の役職

第４章　顧　　問

第49条　顧問は本会を円滑正常に行うために会員の自主的な活動に対して指導，助言を与える。
第50条　本会及び学級自治会，各部会，各委員会は学校の指定する顧問をもつ。
第51条　学校長は本会の最高顧問となり，本校職員は本会のいずれかの機関で顧問となる。

第５章　会　　計

第52条　本会の経費は会費その他による。
第53条　会員は会費として所定額を納めなければならない。但し，所定運営費に不足を生じた場合には，総会の決議により臨時に徴収することができる。
第54条　会費変更について運営委員会が立案し、代議員会で３分の２以上の承認を得，総会において４分の３以上の賛成を要する。
第55条　本会の会計年度は毎年４月に始まり，翌年３月に終る。但し後期の始めに中間報告をし，又毎年前期始め前年度決算報告をしなければならない。
第56条　本会の会計及びそれに関する事務は本校職員に依頼し，その他の事務は運営委員会があたること。なお両者とも常に帳簿を備え，運営委員の会計担当の要請により提出しなければならない。

第６章　決　　議

第57条　第52条及び第57条を除く本会のすべての決議は出席者の過半数制による。

第７章　記　　録

第58条　本会のすべての会は最低３年間記録を保存しなければならない。

第８章　改　　正

第59条　本会規約の改正は総会の３分の２以上の議決による。

附　　則

文化部

家庭科部　書道部　吹奏楽部　美術部

パソコン部　茶道部　ｅスポーツ

運動部

野球部　サッカー部　バスケットボール部

陸上競技部　卓球部　柔道部

ボクシング部　バドミントン部　剣道部

テニス部　スキー部　空手部

愛好会

ボランティアサークルみつばち

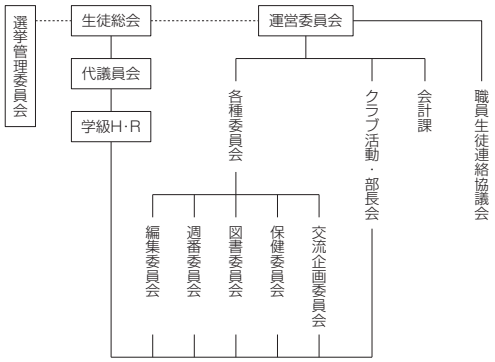

生徒会選挙規程

第１章　総　　則

第１条　本規程は本会規約第36条に基づいて規定される。

第２条　会長，総会議長は，次の各項に従って全会員の中から選出される。

第２章　選挙管理委員会

第３条　選挙管理委員会は，会長，総会議長を選出するために組織する。

第４条　選挙管理委員会は，生徒会規約第36条に基づく。

第５条　投票日，場所，方法等を告示更に立候補者届出の受理など選挙に関する一切を行う。

第６条　選挙管理委員は，開票終了後直ちに各立候補者の得票数を全会員に発表しなければならない。

第７条　選挙管理委員は，選挙権を有せず，選挙運動をしてはならない。

第８条　開票立ち合い人は，選挙管理委員会が委託する。

第９条　開票は，選挙管理委員会が行い，その立ち合い人は各候補者の委託者がなる事もできる。

第３章　立候補資格及び届出

第10条　立候補資格は選挙管理委員を除く全会員が有する。

第11条　立候補する場合は，本人が全校生徒の１割の推せん者及び責任者連署の上選挙管理委員会へ届ける。

第12条　締切日まで１名の立候補者もない場合は代議員会で選出する。

第13条　立候補の取り消しは選挙管理委員会の承諾した時のみ許される。但し，取り消し理由を明記の上選挙管理委員会へ届ける。

第14条　選挙の告示は，選挙の２週間前とし，立候補の締め切りは告示１週間後に行う。

第４章　選挙運動

第15条　選挙運動の期間は立候補届出の日より投票前日までとする。

第16条　選挙運動の校外運動は禁止する。

第17条　ポスターに関することは選挙管理委員会が指定する。

第18条　選挙管理委員会が違反と認めた行為をした場合には立候補届出の却下及び当選を無効とする。但し違反の程度に従って選挙管理委員会が候補者を指示，警告，処罰した場合はその理由と処分を公示しなければならない。

第５章　投票及び開票

第19条　投票は単記無記名として全会員が行い。所定場所で所定投票箱に行う。

第20条　選挙は全会員の３分の２以上の有効投票によって成立する。

第21条　最高得票者と欠点者の得票差30票以上ない場合は両立候補者を以って決戦投票を行う。

第22条　投票の有効無効は選挙管理委員会が決定する。

第23条　選挙に関する異議申し立ては開票後３日以内に行わなければならない。

第24条　立候補者が１名の場合は無競争当選とする。

第25条　申し出により選挙管理委員会が特別の事情ありと認めた者に限り不在投票を行う。

第６章　附　　則

第26条　本規定は代議員会の決議に従って改正追加される。

第27条　昭和40年４月16日より施行する。

第28条　平成27年４月28日より施行する。

校舎配置・見取り図

（校舎配置図）

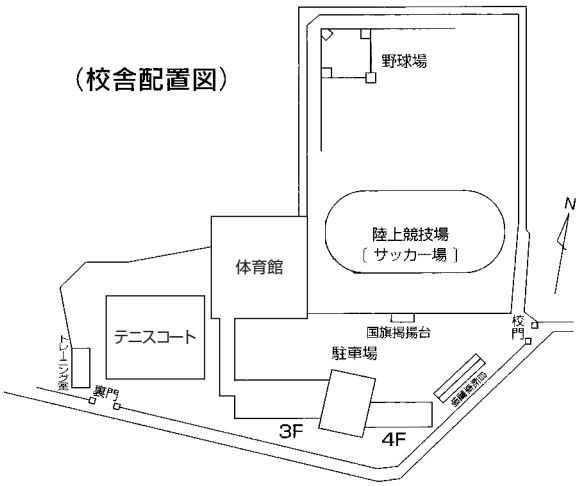
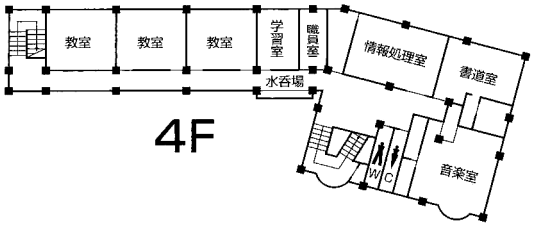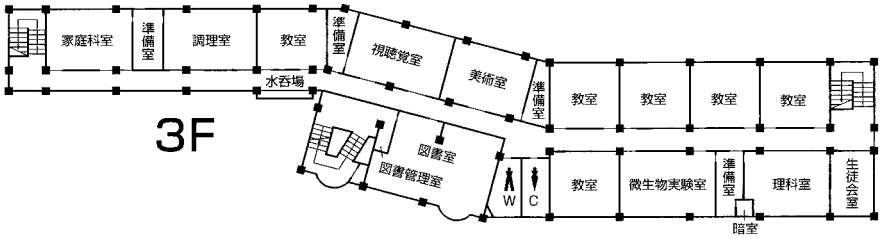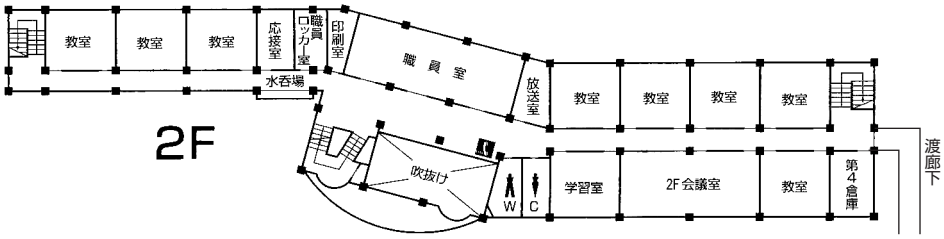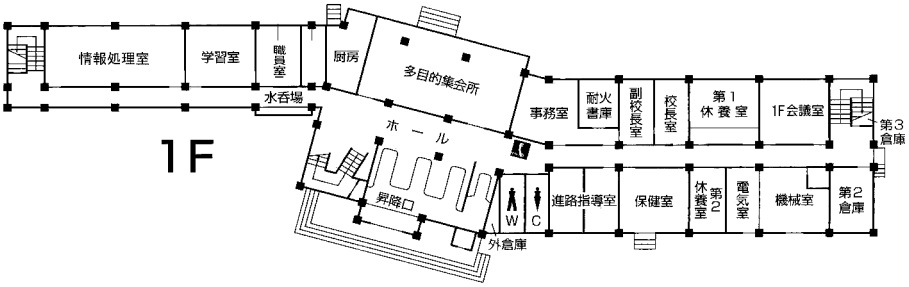
（校舎見取り図）